

平成18年5月17日

## 声 明

中電過労自殺事件弁護団

本日、名古屋地方裁判所は、中部電力で働いていた労働者（以下被災者という）が平成11年11月8日に自殺した件について、名古屋南労働基準監督署長が業務外とした決定を取消し、被災者の自殺は業務上であったと認める判決を言い渡した。

この判決は、被災者が担当業務や上司のあやまった指導等により、継続的かつ恒常的に心理的負荷を募らせていった状況に置かれるなどしたため、うつ病を発症し、さらに、長時間労働や、上司の「結婚指輪を外せ」などと言った発言が心理的負荷となって、被災者のうつ病を急激に増悪させて自殺に至ったことを明確にみとめた判決である。

また、判断指針のあてはめや評価にあたっては、幅のある判断を加えて行うべきであり、当該労働者がおかれた具体的立場や、状況等を十分に斟酌して適正に心理的負荷の強度を評価するに足りるだけの明確な基準となっているとするにはいまだ十分とはいえないと批判している。判決では、さらに、相当因果関係の判断基準である社会通念上当該精神疾患を発生させる一定以上の危険性の有無については、同種労働者（職種、職場における地位や年齢、経験などが類似する者で、業務の軽減措置を受けることなく日常業務を遂行できる健康状態にある者）の中でその性格傾向が最も脆弱である者(但し、同種労働者の性格傾向の多様さとして通常想定される範囲内の者)を基準とするのが相当であると判示している。

本件は、被災者が自殺してから、すでに6年半もの時間が経過し、この間、遺族は、労災認定がされなかったために、訴訟において長期間にわたる苦しい闘いを余儀なくされた。そして、本日やっと遺族の主張の正しさが裁判所において認められ、労働基準監督署長の判断が誤りであったと判断されたものである。厚生労働省、愛知労働局長、名古屋南労働基準監督署長は、本判決を真摯に受け止め、控訴することのないよう要求する。

また、本判決を機に、過労自殺の労災認定に際しては、平均的労働者を基準とする判断指針の考え方を改めるとともに、うつ病発症前6か月出来事に限定して心理的負荷の強度を判定している過労自殺の判断指針を改め、うつ病発症後、自殺に至るまでの間の業務の心理的負荷をも併せて判断の対象とするよう判断指針の抜本的改訂を強く要求する。